

事件番号：令和2年(ワ)第194号
原告：天羽優子
被告：株式会社ウルフアンドカンパニー

答弁書

令和3年1月1日元旦

山形地方裁判所 民事部1係 御中

被告：株式会社ウルフアンドカンパニー代表取締役 大竹 誠



第1 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第1当事者について 1の原告の勤務先大学は認めるが略歴は不治 2の被告は認める。

第2の1 当社が代理店として扱う Apia60 は無塩 次亜塩素酸水（無塩微酸性電解水）は人体に害が無いので争う。同業他社の一部の偽物に関しては不治。

第2の2～6については認める

第2の7については争う

第2の8について認める。文書中の地裁の判決では令和2年12月25日に私が勝訴した。

第2の9については認める。

第2の10については認める。しかし厳戒態勢になったのは家庭裁判所の不当判決に抗議した際に1度のみ警察が来ただけである。

第3の表題そのものについて争う

第3の1については争う。当社が販売しているものは除菌液を生成する器械です。

第3の2～12については争う

第4については争う

第5については争う

備考：第1回期日は擬制陳述とする。第2回目以降は、被告が提出する書面をもって陳述とし、裁判官からの質問に対しては電話で対応します。理由は暇な学者と違い、会社の代表取締役社長兼営業マンとして売り上げの上昇もあり多忙であり、山形まで行く時間が作れないからです。

そして当社は本件よりも前に原告をさいたま地方裁判所に訴訟の提起をしており、被告が同じような訴訟を山形でも行っているだけのものと認知しています。